様式第５号（第２３条関係）

　　　　　　　　　　　　　　　　　**覚　　　書**

西脇市・加西市

　　　　　　　　　　　（以下「甲」という。）、北はりま消防組合（以下「乙」という。）及び　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（以下｢丙｣という。）は、丙所有（管理）の　　　　　　市郡　　　　　　町　　　　　番地　　　　　　　における開発事業により設置した貯水施設の使用に関して、次のとおり覚書を締結する。

加東市・多可郡多可町

　（使用権）

第１条甲又は乙の消防上必要があるときは、丙は貯水施設について、いつでも使用できることを認める。

　（維持管理）

第２条貯水施設の日常管理に関しては、丙が一切の責任をもって管理するものとする。

　（設置基準）

第３条開発事業に伴う土地、建物が存在する以上は、丙は永久的に貯水施設を撤去しないものとする。ただし、丙が未開発部分で開発事業を行う場合は、甲乙丙協議のうえ丙の所有に係る他の場所へ移設できるものとする。

　（用水の確保）

第４条丙所有の物件以外のために使用した用水については、甲又は乙が責を負うものとする。

　以上、本取決めを証するため本書３通を作成し、甲乙丙記名押印のうえ各１通を保有する。

　　　　　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　甲　　　　　○○市　　　　　　　　○○○番地

　　　　　　　　　　　　　　　　○○郡　　　　町　　　○○○番地

* ○市長　　○○○　　　　　　印
* ○町長　　○○○　　　　　　印

　　　　　　　　　　乙　　　　　西脇市野村町１７９６番地の５０２

　　　　　　　　　　　　　　　　北はりま消防組合

　　　　　　　　　　　　　　　　消防長　　　　　　　　　　　　 印

　　　　　　　　　　丙　　　　　○○○市　　　　　　　○○○番地

　　　　　　　　　　　　　　　　○○○業者　　○○○　　　　 　印